

## ○土浦市まちなか住宅購入等借入金補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この告示は、土浦市中心市街地活性化基本計画（中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定により認定されたものをいう。）において目標としているまちなか居住人口の増加を達成するため、当該計画で定められた区域（以下「中心市街地区域」という。）内における住宅の購入等を目的として金融機関から借入れをする子育て世帯及び新婚世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、土浦市補助金等交付規則（平成13年土浦市規則第36号。第9条において「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び当該子を扶養している者（第4号において「扶養者」という。）が同居する世帯
  - (2) 新婚世帯 第7条の規定による申請をする日（次号及び第5条において「申請日」という。）から起算して5年前の日までの間に婚姻の届出をした者（公的機関が発行する証明書等により婚姻と同様の事情にあると認められた者を含む。以下この項において「届出者等」という。）であって、届出者等のいずれも40歳未満であるもの
  - (3) 転入世帯 申請日から起算して1年前の日までの間に世帯の全員（新婚世帯にあつては、届出者等のいずれか）が市外から中心市街地区域内に転入した世帯（市外から中心市街地区域内に転入した者（新婚世帯の届出者等いずれもが転入した場合にあつては、その両者）がその転入した日の前日から起算して1年前の日までの間に市内に居住していた場合を除く。）
  - (4) 親世帯 扶養者又は届出者等の一親等の直系尊属が所属する世帯をいう。
  - (5) 二世帯同居 新婚世帯及び親世帯が同居していることをいう。0
  - (6) 二世帯近居 二世帯同居を除き、新婚世帯及び親世帯が市内に居住していることをいう。
  - (7) 三世帯同居 子育て世帯及び親世帯が同居していることをいう。
  - (8) 三世帯近居 三世帯同居を除き、子育て世帯及び親世帯が市内に居住していることをいう。
  - (9) 新築住宅 建築後使用されたことのない一戸建て住宅又は分譲型共同住宅で1年を経過していないものをいう。
  - (10) 中古住宅 建築後使用されたことのある一戸建て住宅若しくは分譲型共同住宅又は建築後使用されたことのない一戸建て住宅若しくは分譲型共同住宅で1年を経過したものをいう。
  - (11) 金融機関等 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する金庫、労働金庫法（昭和28年法律第227号）第3条に規定する金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する組合その他住宅ローンを取り扱う金融機関等をいう。
  - (12) 借入金 住宅の改築（住宅の全部を改築するものに限る。以下同じ。）、新築又は購入を目的とした金融機関等からの借入金をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この告示において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）において使用する用語の例による。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域は、中心市街地区域とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる借入れは、自ら居住するために行った次に掲げる行為を目的とした借入れとする。

- (1) 一戸建て住宅の改築又は新築
  - (2) 新築住宅又は中古住宅の購入
- (補助金交付対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下この条及び次条第1項ただし書において「補助金交付対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 前条に規定する借入れを行った者であること。
- (2) 転入世帯であって、子育て世帯又は新婚世帯であること。
- (3) 改築若しくは新築をする一戸建て住宅が申請日から起算して3年前の日までの間に工事請負契約を締結し、建築が完了して所有権登記をしたものであること、又は購入する新築住宅若しくは中古住宅が申請日から起算して3年前の日までの間に売買契約を締結して所有権移転登記をしたものであること。
- (4) 申請日時点において、前号に規定する住宅が登記完了後1年以内のものであること。
- (5) 改築、新築又は購入をする住宅の床面積が50平方メートル以上であること。
- (6) 改築、新築又は購入をする住宅が併用住宅の場合には、住宅部分の床面積が当該住宅全体の床面積の2分の1以上であること。
- (7) 借入金の返済期間が10年以上であること。
- (8) 市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (9) 他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと。
- (10) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により指導又は勧告を受けた者にあつては、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由があると市長が認めるものであること。
- (11) 補助金交付対象者及びその同居人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）でないこと。
- (12) 補助金交付対象者及びその同居人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。
- (13) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (14) この告示に基づく補助金の交付を受けたことがある者と同一の世帯の構成員でないこと。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、借入金の額の100分の3以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、補助金交付対象者が二世帯同居、二世帯近居、三世帯同居又は三世帯近居に該当する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と借入金の額の100分の47とを比較して少ない方の額を補助金の額に加算する。

- (1) 二世帯同居 15万円
- (2) 二世帯近居 10万円
- (3) 三世帯同居 20万円
- (4) 三世帯近居 15万円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1住戸に対する借入金につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、土浦市まちなか住宅購入等借入金補助金交付申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）及び別表に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定及び補助金額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定し、及び補助金の額を確定したときは、土浦市まちなか住宅購入等借入金補助金交付決定兼補助金額確定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者（第10条において「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 別表に規定する住宅及び土地の登記事項証明書の提出をもって、規則第12条第1項に規定する実績報告書を提出したものとみなす。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、第8条の規定による通知を受けたときは、土浦市まちなか住宅購入等借入金

補助金交付請求書（様式第4号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を確認し、当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第10条第1項の規定による請求に係る事案については、同日後においても、なおその効力を有する。

付 則（平成28年3月31日告示第71号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成31年3月29日告示第61号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、付則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日までにこの告示による改正前の土浦市まちなか住宅建替え・購入借入金補助金交付要項の規定により申請を受けた者に係る当該申請の取扱いについては、この告示による改正後の土浦市まちなか住宅購入等借入金補助金交付要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（令和5年6月22日告示第225号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

（土浦市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部改正）

- 2 土浦市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（令和4年土浦市告示第114号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第7条、第9条関係）

添付書類一覧表

添付書類	備考
世帯全員の住民票の写し	
親世帯の住民票の写し	二世帯同居、二世帯近居、三世帯同居又は三世帯近居の場合に限る。
金融機関等との契約証書の写し （附属書類を含む。）	金銭消費貸借契約書（収入印紙を貼付しているものに限る。）及び抵当権設定契約書（当該物件の表示記入済みのものに限る。）の写し
市税の納税証明書	
戸籍謄本又は婚姻と同様の事情にあることを証する公的機関が発行する証明書等	新婚世帯の場合に限る。
住宅及び土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。
建築基準法に基づく検査済証の写し	
市長が必要と認める書類	